(契約の目的)

第 1 条 医療法人社団札幌百合の会病院が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護事業 (以下「事業者」という。)と要介護状態(介護予防にあっては要支援状態) (以下「利用者」という)に対し、介護保険法令趣旨に従って、利用者が可能な限りその居住 において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようサービスを提供 します。

(契約期間と更新)

- 第 2 条 この契約期間は、 年 月 日から 年 月 日までとします。
 - 2 この契約は、契約満了の1か月前までに利用者から事業者に対して、文書による申し出がない 場合は、自動更新するものとします。

(サービス計画の作成・変更)

第 3 条 事業者は、主治医の指示及び利用者の日常生活全般の状況、希望を踏まえて、「居宅サービス計画又は介護予防サービス計画(ケアプラン)」(以下「ケアプラン」という)に沿って 「訪問看護計画」を作成します。

> 介護予防にあっては主治医の指示及び「介護予防訪問介護計画」 (以下「ケアプラン」という) に沿って「介護予防訪問看護計画」を作成します。

- 2 事業者は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、訪問看護サービスの 目標を設定し、要支援状態にあっては維持若しくは改善を図るよう、介護予防訪問看護サービス の目標を設定し、前項に規定する「訪問看護計画」に基づき計画的に行います。
- 3 事業者は、利用者がサービスの内容や提供方法等の変更を希望する場合、その変更が 「ケアプラン」の範囲内で可能なときは、速やかに「訪問看護計画」の変更等の対応を行います。
- 4 事業者は「ケアプラン」の作成及び変更にあたっては、その内容を利用者及びその家族に対し 説明し同意を得ます。

(サービス提供と内容の記録及び保管)

- 第 4 条 事業者は、「重要事項(契約)書」(以下「説明」という。)に記載した事業者が提供するサービス のうち、「訪問看護計画」に基づいた内容のサービスを提供します。
 - 2 事業者はサービスの実施ごとに、その内容等を記録表に記入し、サービス終了に利用者の確認を 受けることとします。
 - 3 事業者は、サービスの提供記録を、この契約の終了後2年間保管し利用者の求めに応じて閲覧 させ、又は複写物を交付します。複写物に関しては、自費相当額を請求できるものとする。

(緊急時の対応)

第 5 条 事業者は、現にサービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合は、 速やかに主治医又はかかりつけ医に連絡を取るなど必要な措置を講じます。

(主治医との連携)

- 第 6 条 事業者は利用者に対して、訪問看護サービスを提供するにあたり主治医より当院の担当医師に 診療情報提供書を受け、それに基づき担当医師が訪問看護指示を出します。
 - 2 事業者は主治医に訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、主治医との綿密な連携を図ります。

(居宅介護支援事業所及び地域包括支援センターとの連携)

- 第 7 条 事業者は、サービス提供にあたり、居宅介護支援事業所及び地域包括支援センター、 保健医療サービス及び福祉サービスを提供する事業者との綿密な連携に努めます。
 - 2 事業者は、利用者が「ケアプラン」の変更を希望する場合は、速やかに居宅介護事業所又は 地域包括支援センターへの連絡調整などの援助を行います。

(秘密保持及び個人情報の取り扱い)

- 第 8 条 事業者及び事業者の雇用するものは業務上知り得た利用者又は扶養者若しくはその家族等に 関する個人情報の利用目的を別紙共通のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく 第三者に漏らしません
 - 2 前項に掲げる事項は、契約終了後も同様の取り扱いとします。

(賠償責任)

第 9 条 事業者はサービスの提供にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、 その損害を賠償します。

ただし、事業者に故意過失がなかったことを証明した場合は、この限りではありません。

(利用者負担金及びその変更)

- 第 10 条 利用者は、そのサービスの対価として「重要事項説明(契約)書」の記載に従い、利用者 負担金を支払います。
 - 2 利用者負担金のうち関係法令に基づいて定められたものが、契約期間中に変更になった場合 関係法令に従って改定後の利用者負担金が適用されます。
 - 3 事業者は、提携するサービスのうち、介護保険の適用を受けないものがある場合には、特に そのサービスの内容及び利用者負担金を説明し、利用者の同意を得ます。
 - 4 事業者が前項の利用者負担金の変更(増額又は減税)を行う場合には、利用者に対して変更予定日までに文章により説明します。

(利用者負担金の滞納)

- 第 11 条 利用者が正当な理由なく利用者負担金を2か月以上滞納した場合には、事業者は文書により 10日以上の期間を定めて、その期間内に滞納額の全額を支払わなければ、契約を解約する 旨の催告をすることができます。
 - 2 前項の催告をしたときは、事業者は「ケアプラン」を作成した居宅介護支援事業所又は 地域包括支援センターと協議し、利用者の日常生活維持する見地から「ケアプラン」の変更、 介護保険外の公的サービスの利用等について必要な協議を行うようにするものとします。
 - 3 事業者は、前項に定める調整の努力を行い、かつ第1項に定める期間が満了した場合には 文書で通知することによりこの契約を解約することができます。

(契約の終了)

- 第 12 条 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - (1)利用者の要介護認定区分が、自立(非該当)と認定されたとき
 - (2)利用者が死亡したとき
 - (3)利用者の所在が、2週間以上不明なとき

(利用者の解約権)

- 第 13 条 利用者は事業者に対して、契約終了希望日2営業日前までに通知することにより、
 - この契約を解約することができます。なおこの場合、事業者は利用者に対し、文書による確認を 求めることができます。ただし利用者の病状の急変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は 直ちにこの契約を解約することができます。
 - 2 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - (1)事業者が正当な理由なくサービスを提供しないとき
 - (2)事業者が、利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行ったと

(事業者の解約権)

第 14 条 事業者は、利用者が故意に法令違反その他著しく常識を逸脱する行為をなし、事業者の再三の申し入れにも関わらず改善の見込みがなく、このサービス重要事項(契約)書の目的を達することが困難となったときは、文書により2週間以上の予告期間をもってこの契約を解約することができます。

(苦情処理)

- 第 15 条 事業者は、利用者からの訪問看護サービス(介護予防にあっては介護予防訪問看護サービス)に 関する相談、苦情等に対する窓口を設置し、迅速かつ適切に対応します。
 - 2 事業者は苦情申し立てを行った場合、これを理由としていかなる不利益な扱いも致しません。

(利用者の権利の代行)

第 16 条 利用者本人が心身の状況等により、提供されるサービス等について本来の権利を行使できない場合 契約書に署名した家族が代行することとする。

ただし成年後見人制度等により裁判所が利用者の後見人を別に定めている場合はその限りでない。

(非常災害対策)

第 17 条 札幌百合の会病院事業計画継続計画に基づき対応します。

(事業継続計画の策定)

- 第 18 条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し訪問看護の提供を継続的に 実施するための計画(以下、事業継続計画)を策定し、当該事業継続計画に従い必要な措置を 講ずるものとします。
 - 2 事業者は事継続計画について必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

(身体の拘束)

第 19 条 事業者は原則として利用者に対し身体拘束を廃止します。ただし、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等、緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、事業者の医師が様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載します。

(虐待防止に関する事項)

- 第 20 条 事業者は虐待の発生またはその再発を防止するため次の各号に掲げる措置を講ずるものとします。
 - 2 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催します。その結果について従業者に周知 徹底を図ります。
 - 3 虐待防止のための指針を整備整備します。
 - (1) 従事者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施します。
 - (2) 事業者はサービス提供中に当該従事者又は養護者にによる虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

(裁判管轄)

第 21 条 この契約に関する紛争の訴えは、利用者の住所地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに 合意します。

(契約外事項)

第 22 条 この契約に定めない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところによります。

(協議事項)

第 23 条 この契約に関して争いが生じた場合は、第1条記載の目的のため、当事者が互いに信義に 従い、誠実に協議したうえで解決するものとします。

重要事項説明書

1 事業所の概要

· 事業所名称 指定訪問看護(指定介護予防訪問看護)事業所

・事業所の所在地 札幌市北区百合が原11丁目186番地

·開設年月日 平成17年3月15日

・電話番号・FAX011 (771) 1501・FAX011 (771) 0865

· 管理者職氏名 院長 稲場 守

・介護保険事業者番号 0110214947

- 2 訪問看護 (介護予防訪問看護) についての概要
 - (1) 利用者の居住(自宅)において、訪問看護(介護予防訪問看護)に従事する看護師等が、 通院困難な要介護者(介護予防訪問看護にあっては要支援者)に対し、主治医の指示に基づき 別添の「訪問看護計画書(介護予防訪問看護計画書)」に沿って計画的に提供します。
 - (2) サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意下さい。
 - ① 看護師等は、年金の管理、金銭の貸与などの取り扱いは致しかねますのでご了承下さい。
 - ② 看護師等は、介護保険制度上利用者の心身機能の維持回復のために療養上の世話や診療の 補助を行うこととされています。それ以外の業務は認められていませんのでご了承下さい。
- 3 訪問看護 (介護予防訪問看護)の職員体制

管理者 1 名 常勤兼務 医師

看護職員 1 名 常勤兼務

4 営業時間

- ・ 営業日 月曜日~金曜日 (年末年始 12月30日~1月3日、祝祭日を除く)
- 営業時間 午前9時00分~午後5時00分
- 5 利用料金 ※ご利用様負担額には、地域加算が含まれています。(1割負担)

・所要時間30分未満の場合 407円 予防 389円

・所要時間30分以上1時間未満 585円 予防 563円

・所要時間1時間以上1時間30分未満 860円 予防 829円

6 お支払い方法

毎月10日までに前月分の請求書及び明細書を送付いたしますので当月20日までに お支払い下さい。方法は病院窓口精算、振込みの何れかをお選びいただけます。

振込先金融機関 北海道銀行·琴似支店 (普通預金口座)

口座番号 0802491

名称 イ)シャダン サッポロユリノカイビョウイン リジチョウ イナバ マモル

医) 社団 札幌百合の会病院 理事長 稲場 守

- 7 通常の事業の実施地域
 - (1) 札幌北区
 - (2) 札幌市東区
 - (3) 石狩市

8 事故発生時の対応

- (1)事業者は、サービス提供に際して利用者様の怪我や体調の急変、事故があった場合には、医師や家族への連絡その他適切な措置を迅速に行います。
- (2)事業者は、サービス提供にあたって利用者様の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし、事業者の故意又は過失によらない時は、この限りではありません。
- (3)事故が発生した場合は、速やかに医町村、ご家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (4)事故の内容は「医療事故等報告書」に詳細に記載し、医療法人社団札幌百合の会病院の 医療安全委員会へ提出します。(定例は月1回開催し、必要時委員長の判断で臨時委員会を 開催します)
- (5)医療安全委員会は、当該事故内容について協議しその対策について当該部署管理者へ指示をだします。
 - ① 指示を受けた当該部署管理者は、利用者様並びにご家族様へ対策内容を説明します。当該部署管理者による利用者様並びにご家族様が納得いかない場合は、医療安全委員会を再び開催し対策を講じその内容の説明は医療安全委員会代表者が行います。
 - ② 利用者並びにご家族様との対応が完了次第、当該事故の原因を追究し再び繰り返さないよう対策を講じます。
 - ③ 事故処理の記録は、医療事故報告書に残します。
 - ④ 事故処理はできるだけ速やかに、利用者様並びにご家族様に何らかの説明ができるよう努めます。

(6)秘密保持義務

当該事故処理をした職員は、本事故の処理に関して知り得た秘密について、正当な理由なくこれを他に漏らし。又は盗用はしません。

(7)事故処理結果の記録・保管

当施設事故処理の結果などに関する記録を2年間保管し、定期的に事故処理結果の集計、分析を 行い再発防止に向けた対策を講じます。

(8)本規定の周知義務

当該事故処理にかかる規定については、利用者並びにご家族様へ周知します。

9 緊急時の対応

サービスに提供にあたり事故、体調の急変が生じた場合には、医療機関等、ご家族に連絡します。

	氏 名	
緊急連絡先	住 所	
	電話番号	
	医療機関	主治医: 先生
医療機関	電話番号	

10 関連病院

(1) 名 称 医療法人社団 札幌百合の会病院

所在地 札幌市北区百合が原11丁目186番地

電話番号 011 (771) 1501 FAX 011 (771) 0865

診療科目 内科、呼吸器科、循環器内科、リハビリテーション科、糖尿病内科、

内分泌内科

病床数 一般病床(特殊疾患病棟)48床 医療療養型病棟88床 許可病床数136床

(2) 他の介護保険関連の事業

・札幌百合の会病院 指定訪問看護 (介護予防訪問看護)

・札幌百合の会病院 指定通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)すずらん

・札幌百合の会病院 指定居宅介護事業所

11 相談窓口・苦情対応

(1)サービスに関する相談・苦情については、次の窓口にご連絡願います。

<当院相談窓口>

電話番号 011-771-1501

FAX番号 011-771-0865

担当者 田畑 りか

対応時間 月曜日~金曜日 (祝祭日、年末年始12月30日~1月3日除く)

(3)公的機関においても、下記の期間において苦情申し出等ができます。

<市町村介護保険相談窓口>

所 在 地 札幌市中央区大通り西19丁目

札幌市社会福祉総合センター内 福祉サービス苦情センター

電 話 番 号 (代表) 011-632-0550

対応時間等 午前9時00分~午後5時00分(月曜日~金曜日)

<北海道国民健康保険団体連合会>

所 在 地 札幌市中央区南2条西14丁目 総務部介護保険課苦情処理係

電 話 番 号 (代表) 011-231-5161 (内線6111)

対応時間等 午前9時00分~午後5時15分(月曜日~金曜日)

個人情報使用同意書

医療法人社団 札幌百合の会病院が行う指定訪問看護(指定介護予防訪問看護)、指定訪問リハビリテーション(指定介護予防訪問リハビリテーション)、指定短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)及び指定通所リハビリテーション(指定介護予防通所リハビリテーション)事業所では、利用者及びその家族の尊厳を守り安全に配慮する事業所の理念の下、お預かりしている個人情報保護については、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

[事業所内部での利用目的]

- ・事業所が利用者等に提供する介護サービス
- 介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る事業所の管理運営業務のうち
 - ①入退院等の管理
 - ②会計·経理
 - ③事故等の報告
 - ④当該利用者の介護・医療サービスの向上
 - ⑤各法令に基づき裁判所、行政機関等から開示要求があった場合

[他の事業者等への情報提供をともなう利用目的]

- ・事業所が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - ①利用者に医療機関や居宅サービス(介護予防サービス)を提供する他の居宅サービス(介護 予防サービス)事業者や指定居宅介護支援事業所(地域包括支援センター(介護予防支援事 業所等との連携(サービス担当者会議等)、照会への回答
 - ②利用者の診療等 (病状の急変等) にあたり、外部の医師等の意見、助言を求める場合
 - ③生命・身体の保護のための必要な場合
 - ④その他の業務委託等
 - ⑤家族等への心身の状況説明
 - ⑥検査業務等の外部への業務委託のための利用
- 介護保険事務のうち
 - ①保険事務の委託
 - ②審査支払機関への施設サービス介護給付費明細書(レセプト)の提出
 - ③審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

[当院施設の内部での利用に関する利用目的]

- ・当院の管理運営業務のうち
 - ①医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - ②院内で行われる事例研究

[当院施設の内部での利用に関する利用目的]

① 外部監査機関への情報提供